

対象 次のような未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた方

- ・出生体重が2,000g以下の方
- ・生活力がとくに希薄であって、一般状態・体温・呼吸器系・消化器系・黄疸等に異常を示す方

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

小児慢性特定疾病医療

慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする18歳未満の児童の健全な育成を図るため、特定の疾患の治療について医療費の一部を助成します。

内容 健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

問い合わせ 松阪保健所 ☎0598-50-0532

自立支援医療（育成医療）

指定自立支援医療機関で手術等によって身体上の障がい及び疾患の改善が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費の一部を助成します。

内容 健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

申請 治療前に必ず申請が必要です。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

対象 身体や精神に障がいのある児童を監督・保護している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方

- 持ち物
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード
 - ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
 - ・特別児童扶養手当認定診断書

対象児童が身体障害者手帳や療育手帳の発行を受けている場合、その等級によっては、手帳の写しを提出することで診断書を省略することができます。

《療育手帳》最重度（A1）、重度（A2）

《身体障害者手帳》1・2・3・4（一部）級

※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している時は、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。令和2年5月25日以降に変更がある場合は、マイナンバーカード、マイナンバーが記載され